

第32回 地方分権改革有識者会議
第69回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事概要

開催日時：平成30年2月19日（月）14：00～16：00

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、石橋良治議員、勢一智子議員、谷口尚子議員、平井伸治議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋部会長、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、大橋洋一構成員、山本隆司構成員

〔政府〕梶山弘志内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、田中良生内閣府副大臣、長坂康正内閣府大臣政務官、大村慎一内閣府地方分権改革推進室次長、加瀬徳幸内閣府地方分権改革推進室次長

議題

- （1）平成29年の地方からの提案等に関する対応方針等について
 - （2）平成29年の取組の総括及び平成30年の提案募集の実施について
 - （3）その他
-

1 冒頭田中内閣府副大臣から以下の主旨の挨拶があった。

（田中内閣府副大臣）神野座長を初め、委員の皆様方には、平素より地方分権改革の推進に多大なる御尽力をいただき、心より感謝を申し上げます。

本日は、まず、平成29年の地方からの提案に関する対応方針等について御説明した上で、平成29年の取組の総括及び平成30年の提案募集の実施について御議論をいただく。

本日の御議論を踏まえ、地方からより積極的に御提案をいただけるよう支援を行い、また、地域の課題等の解決に資するよう、平成30年の提案募集の取組をさらに進めてまいりたいので、活発な御議論をお願いする。

2 次に、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針等について」及び「平成29年の取組の総括及び平成30年の提案募集の実施について」、加瀬内閣府地方分権改革推進室次長及び大村内閣府地方分権改革推進室次長から、説明があった。その後、意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

（加瀬次長）資料1－1は、昨年末に閣議決定した平成29年の地方からの提案等に関する対応方針の資料であり、1－1が概要、1－2が対応方針の本体になっている。前回、昨年12月1日の会議で御了解いただいた案をもとに、12月26日に地方分権改革推進本部の決定を経て閣議決定した。

資料2は、対応方針のうち一括して法案化する第8次地方分権一括法案の作業中の概要である。

資料3は、フォローアップ関係の資料である。

資料4は、予算要求に関するものとして、関係府省に対して、予算編成過程での検討を求めたものの例である。

資料5は、「平成29年の提案募集の取組状況」ということで、取組の総括の前提として整理したものである。

資料6は、平成30年の提案募集に向けた課題と対応（案）である。前回までにこの会議で御指摘、御意見を受け、これまで4回の提案の実施を踏まえ、30年の提案募集をどのように改善して進めていくかということをお示ししたものである。

最後、資料7「平成30年の提案募集の実施について（案）」である。資料6の対応（案）のとおり適切な対応を図った上で、実施したいと考えている。

（大村次長）資料8は、提案募集方式の一層の普及に向けた課題と対応方向についてである。親切・丁寧な入口支援ということで、「提案募集方式ハンドブック30年版」「分権提案の支援ダイヤル」「提案募集方式 取組・成果事例集（仮称）」「地方分権改革eラーニング講座」を作成、開設している。

また、私ども職員が各地に出向いて、個別意見交換を実施するとともに、全国ブロック説明会を全国10カ所、地方研修会を全国43カ所で開催する予定である。

さらに、地方の担い手との連携充実ということで、地方創生のシティマネージャーと情報共有・連携して提案の掘り起こしを行っていく。

最後に、提案の市町が増えてきてはいるが、市町村全体で見れば全体の約1割にとどまっており、地域課題を幅広く全国的に拾っていく意味でも、提案の増加に努めていきたい。

（平井議員）今日は知事会のほうで取りまとめた議論と若干の論点を申し上げたい。

これから、分権の議論がクローズアップされてくるのではないかと私たちは思っている。合区の問題なども、実は地方制度などと大分絡んでいる。そうしたことも含めて、これから大きな議論をしなければいけない。

1つ目には、憲法の議論が始まろうとしており、この中に地方自治の章をどのように書いていくのかということがある。2つ目には、税財政の議論が必ず起きてくるということである。

消費税が引き上げられても、今、清算基準の見直しが行われ、ある程度バランスが是正された。それでも、消費税自体にやはり2倍程度までの格差は生じる。そこにきて、地方法人課税などで極端な格差が出る。

今までは漠然と、何とか調整ができるだろうという議論をしてきたが、うまくいくかどうかはここからが大事であり、税財政の議論をしっかりと地方分権の観点でも、議論していかなければいけない。31年度の予算編成に向け、ここが1つの焦点として、新年

度を考えるべきではないか。

また、従うべき基準という議論がある。今回、放課後児童クラブのように、幼児教育あるいはいろいろな社会福祉の制度、そういうものを考えていく上で、従うべき基準が増えてきている傾向があるのではないかと、ここをもうそろそろ抜本的な議論をやるべきなのではないか。

提案募集方式で一つ一つ丁寧にやっていくのも大切だが、従うべき基準を新しくつくるのであれば地方に了解をとるとか、何か新しい仕組みが要るのかもしれない。包括的なことも含めて議論があってもいいのではないかとというのが地方団体側の考え方である。

資料9-1と9-2について御説明させていただく。

憲法問題については、全国知事会の研究会、ここにある憲法における地方自治のあり方検討ワーキングチームという有志の知事と有識者が入っているワーキンググループで作成したものである。

今、自民党でも、そうした憲法の論議が取りまとめに向かって整理をされ始めており、このタイミングでこのような知事会の案があるということを御紹介したい。

資料9-1を御覧いただきたい。1ページ目が、なぜ地方自治の章など、関係の条文をいじる必要があると我々は考えているのか、その国家像、逆に言えば地方も含めた統治機構像のことである。憲法14条は法の下での平等であるが、それと並びで書いてあるのが憲法13条の幸福追求権である。住民、イコール国民が幸せになる権能がある。それを果たすために地方自治という制度があるのだろう。その地方自治は分権が確立されることにより、本当の意味で住民サービスを適宜提供したり、自分たちで負担を分かち合う、そのような国家像ができるのではないだろうか、という意味で、1ページ目に国家像のことが書いてある。

1つ目の○が13条のことであり、2つ目は住民参画が権利として保障されるべきではないだろうか。3つ目は、いわば第四権として、地方自治体を考えるほうが、今の政治社会の実情に即すのではないだろうか。4点目として、自主的・自立的に固有の権能ができることを保障すべきではないか等々、地方創生の推進や、国との役割分担ということを書いている。

これは基本的な考え方で、これを条文に落とし込んでいくというのが2ページ目以降の、私ども知事会ワーキングチームの草案である。

少し軽い気持ちで聞いていただければと思うが、アイデアとして、憲法草案の92条の上のほうで、このような考えを我々は持っているということである。

まず、1条目は、いわゆる住民自治と言われるものを書き込む。

2つ目として、団体自治と言われるものを書き込む。これはアングロサクソン系の住民自治とヨーロッパ大陸法系の団体自治、この両方が我が国ではそれぞれ理念的にも発展してきており。現実の地方自治の仕組みもそれに合ってきている。そのような運用に

即して考えれば、その2つを憲法上も明記してもらうことが地方自治の保障につながるのではないだろうか。

3点目として都道府県、市町村は、実は法的には地方自治法で初めて出てくる規定である。ただ、現在のこの二層制の地方自治を書くべきではないだろうか。

4点目として、国と地方の役割分担を適正なものにしていかなければならない。我々の気持ちとしては、防衛、外交等々、国の事務は国がやり、内政、住民サービスのあたりは地方がやる。そのようなすっきりさせたほうがよいのではないかというのが私たちのイメージであるが、そういったことも書いてはどうだろうか。

従来地方自治の本旨という言葉しかなかった地方自治の章の考え方をより顕在化させ、実情にも即した形で国民全体のルールとすべきではないか。

下のほうの93条は、改正する必要があるとは考えていないところである。

次の94条に、2項を付加しようというものである。これは法律の範囲内での条例制定権という一つのドグマがあるが、しばしば条例の上書き権を認めるべきではないかという議論がある。地方自治が進んできているわけであり、住民のルール、自ら定めるルールをむしろ法律でも尊重すべき場面があるのではないかという議論である。

ただ、あえてそこまでは書かずに、2項に少なくとも国のほうで法律制定に当たって調整を考えるべきではないだろうか。調和的な解決を目指すべきであるという趣旨を書いている。

95条は、地方財源の保障で、これを制度的保障として書くべきではないだろうか。1項には、その財政の自主自立権、税の問題が書いてある。2番目には、交付税のことも念頭にあるが、標準的な水準の行政が実施できるような財源保障をすべきではないだろうか。3番目として、国が財政上の支出をするに当たり、地方自治の本旨に基づいて、その基準を法律で明定すべきではないだろうか。もちろん地方側も、自らを律する意味で、検査機関による検査を受ける。このようなことを義務付けてもいいのではないか。

次の4ページは、84条は、租税法定主義を書いてある条文である。しかし、実は、神奈川県で、地方法人課税の特例的な独自の条例を書いたところ、これが法律に抵触するとして違法とされた事例がある。具体的に申し上げると、赤字を繰り越していくわけであるが、そういったことの相殺について、計算方法を神奈川県が独自に変えようとして、その後に延滞金も賦課され、神奈川県も頭を抱えたところである。

そもそもいろいろな議論があり得るところで、裁判所でひっくり返るということに対して、地方側としては、租税の安定性から困るところがある。そういう意味で、1項、2項に書いてあるが、新たに租税を課し、または変更するためには、法律による条件を必要とするとか、地方公共団体は法律の範囲内で租税を課することができるけれども地方自治の本旨あるいは財政自主権に配慮しなければいけないということを書くという提案である。

96条は従来の地方特別投票についてであるが、それに加えて、国と地方の協議の場を

しっかりと書いたり、あるいは裁判所による解決なども書く。このような調整規定をつくってはどうかということ。先ほど石橋議員からもお話があったが、憲法47条は、今、1項のみが書いてあるところであるが、選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。公職選挙法がその結果であるが、法律で選挙制度をつくるということで、立法に委任をしている規定である。立法の委任の仕方として、2項で参議院議員の選挙については、広域的な地方公共団体を単位とする選挙区を、もし選挙区を設置する選挙を採択するのであれば含まなければいけない。こういうことで合区問題の解消にもつなげていただきたい。

この47条と、実は先ほどの92条が連動するわけであり、地方制度の大事さ、現に都道府県を通じて住民の意思が国政へと伝達されるということで、明治以来、都道府県を政治的なユニットとして選択してきているところである。その政治的なユニットである広域的な団体が少なくとも両院の1つ、参議院においては保障されることがあっていいのではないか。これに基づいた立法裁量でやっていただければということであり、結果的に自民党で議論されているものと非常に近い内容になっていると思う。

こうした草案もつくらせていただいたところであり、是非大きな地方分権の議論、今から憲法の議論も政府というより国会で始まるものと思うが、私たち分権の会議のほうでも考えていただきたい。

(勢一議員) 提案募集検討専門部会の一員として、また5年目を頑張らなければならないと改めて自覚した。その上で、平井議員から大きな宿題をいただいた。放課後児童クラブの案件が早速始まるが、それに加えて、従うべき基準のあり方について考えなければいけないとの御指摘で、非常に重要かつ重い宿題だと受けとめている。

地方自治に関する大きな議論が始まる時期だという御指摘もいただいた。大きな議論をするためには、現場からの声や実際の制度の運用状況をきちんと把握した上で検討することが重要。その意味でも、市区町村からの提案はとても重要だと思っている。

事務局も、来年度に向けて、市区町村からの提案への支援をたくさん出していただいた。市区町村から提案が届けられる価値は、住民の声が国の制度、地方制度体制に響いてくることにあるから、市区町村の現場の皆さんの声を是非国の現場まで届けていただきたい。

それを力強く進めていくためにも、これまで4年間にわたる分権の成果を是非、地方自治の現場で活用していただきたい。新しい事例集では、分権の成果の活用についても情報発信をしていくということで、とても心強く思っている。

分権の成果を現場で活用することで、住民のサービスが向上し、住民が分権について成果を実感する、その上で、さらに足りないところ、もっとよくするために何をすればよいかということで、新しい提案に結びつくところもあると感じている。そういった本当に住民の身近なところから提案がつながるような形で来年度も進めていくことがで

できればと考えている。

(谷口議員) 今日いただいた資料は大変勉強になった。例えば資料8の最後の参考1を見比べると、提案募集方式の裾野が広がっていくという事の御報告、提案を行った市区町村が全体の1割強に当たるという御指摘があった。この提案募集に応募するという事と自体が、自治の学校というか、様々な地域の課題を見つけ、それを具体化し、提案し、国へ届けるという意味で、実務能力を高めたり、あるいは地域のネットワークを広げることに役立っているのではないかという解釈であると思われ、大変すばらしいことだと思う。

経営学で普及曲線というものがあるが、大体全体の物事が普及するときは、最初にイノベーター、数%の変った人たちが新しいことに飛びついてやっていく。イノベーターが飛びついたものが非常に有益なものであると、その次に10%がアーリーアダプター、早期採用者ということで、その後が続く。現在の状況は、アーリーアダプターの状況に突入してきたという時期ではないかと思う。

その次に拡大するのが、前期のマジョリティー、アーリーマジョリティーというところ。これは全体の半分以上が参加するというように普及した段階であり、ここで爆発的に参加数が拡大するが、実は、この段階に至るところが一番ボトルネックと言われている。

一方で、このような急激な拡大をすると、今度はサポートの負担や審査の負担が非常に大きくなるのではないかと思う。審査やサポートの効率化といった視点も、これから検討していただければと思う。

(大橋構成員) 個々の提案をいただいていると、その後ろにある背景、大きな問題もあるということに気がつく。

まず、従うべき基準をどう考えるかという問題がある。厚生労働の一つのやり方というか哲学は、基準を国がきっちり示して、それを精緻化して守ってもらう。それは非常に専門・高度化した方法で、高度化した基準のもとにある市民は幸せだと思う。

ただ、地方は今、マンパワーがない関係で、総力をそこに使ってしまうと、結局そこから漏れたほかの人たちはサービス受給がゼロになり、オール・オア・ナッシングのような形になってしまう。

今回の放課後児童クラブは一つの課題であり、これが突破口になればと思うが、従うべき基準をどう考えていくかという大きな問題が後ろにあるという捉え方が非常に重要である。

あとは成果の点である。確かに実現率9割というのは非常にすばらしい数字であるが、逆に1割の市町村からしかまだ提案が出ていないので、提案団体の数が増えてくると、大きな起爆力を持つようになるだろう。今日の資料の最後にあった、特に東北地方と北

海道から提案が上がっていないという問題をどう考えるか、私は今、非常に関心を持っている。一つは県民性の問題もあるのかもしれない、他方で、まだ公共インフラなどの整備との関係で、国にお世話になるという感覚があるということなのかもしれない。国に市町村がいきなりものを言うことについての抵抗があるような印象を持った。

まずは県に相談して、次に地方出先機関に相談して、その後に提案募集があるという形だと、スクリーニングの過程でパワーが衰えてしまうようなところがある。ダイレクトに、気楽に飛び込んでもらうような仕組みをつくっていくことが大事であると感じた。

最後に、時々ニュースを見ると、私たちが取り組んでいた案件ではなかったのかなということ、他の省庁が自分の手柄のように宣伝している。分権室が汗をかいているのに、手柄を各省庁にとられてしまって悔しいような思いがある。そこは地方分権の取り組みで変わったという部分をもっと出してもよいと思うので、広報も頑張っていたきたい。

(石橋議員) 平成の大合併で合併した市町村は職員数をどんどん減らしてきたという経緯があるだろうが、一方で反比例して業務量は増えている。最近では職員数が足りず、職員採用や臨時職員によってカバーしており、どの市町村とも総人件費が減っていないのではないかと。そういう中で、分権改革については、改めて市町村が真剣に取り組まなければならない課題だと感じる。

市町村からの提案は増加しているものの、全体数でまだ1割程度ということについては、私自身も含めて分権に対する意識が非常に低いのではないかと。また、国から権限を移譲することについては、非常にハードルが高いというイメージがある。

したがって、内閣府も、分権に関する啓発を行っているが、すべからく都道府県については、さらに進めていただく。そしてまず、首長の意識改革。首長が自ら旗を振って職員を鼓舞しながら、問題に取り組んでいく。この姿勢づくりをやっていかないと、これ以上提案が増えていくのかどうか疑問である。

国も働き方改革を進めており、これは真剣に、我々も分権の視点からも捉えて考えていかなければならない。特に地方でも人手不足が顕著であり、例えば福祉の分野では、子育てを応援するための保育士が足りないという状況がある。一つの例として、保育士の配置基準辺りも考えていかないと、人口が縮小する中で、いわゆる待機児童の問題は解決できないのではないかと感じている。一方で、教育の分野についても、私どもの町では、公民館のあり方の議論を始めている。社会教育法で一応公民館が位置付けられているが、今の公民館がそれだけで終わってよいのかどうか。実態としては、地域課題を解決する拠点の場として活発に利用されている中で、一つの法律で公民館を縛るようなことに疑問を感じている。時代に合った分権の議論の中で、法律等を改革していくことが、今、まさに求められていると思う。

町村は小さな自治体ばかりであり、目いっぱいやっている。そういう中で、我々が住

民福祉の向上のために活躍できるような分権改革になるよう、我々も努力してまいりますが、よろしくお願ひしたい。

(伊藤構成員) 平成29年の実現率が9割近くということで、大変高い成果が得られたと思う。ただ、数字の実現率を目標にすると、9割以上というのは、今後はかなり難しい。むしろその中身と裾野を広げることが、平成30年の方向性になるのではないかと。そのためにも、事務局で御対応いただいている一層の普及に向けた方策は、大変充実した内容になっている。

その上で、市区町村の担当者の方への直接的なアウトリーチは非常に重要。例えば都道府県の担当の方にもう少し意識改革をしていただくような取組も同時に並行して進めていく必要があるのではないかと。

これから、子ども・子育て関係で、特に従うべき基準の見直しについて議論することになっている。その中で、従うべき基準のあり方、一方では質の確保のために必要だという議論もわかるが、地域の自主性、自立性を発揮して、住民の方々に適切にサービスを提供するという市区町村の方々の非常に高い意識から申し上げれば、もう少し柔軟な仕組みを実現する必要がある。そのための一つの突破口が、放課後児童クラブであり、非常に重要なテーマだと考えている。気を引き締めてやっていきたい。

(磯部構成員) 夏に集中してヒアリングを行ったが、いろいろな課題があるということを知り、地域の実情の大変さを見渡す機会でもあった。とりわけ自治体にとっては、この仕組みの中で地域の課題を新たに発見し、具体的な支障事例にきちんと取り組む姿勢を見せることで、行政の信頼の確保にもつながると感じている。また、共同提案を募るようなプロセスは、自治体と国との連携・協力という経験にほかならないともいえる。それらが目に見える形で広く共有でき、制度の改善、運用の見直しにつながるということで、うまく回れば本当によい循環なのだろうと感じている。

今後、平成30年の提案募集に向けた課題と対応の中で、事前相談がとて期待されていると思う。具体的な支障事例を示すのが難しいようなケースであっても、問題意識のみの相談でも差し支えない、早期の事前相談を通じて提案内容の充実を支援するという形で、できるだけ、早く裾野を広げて、とにかく気楽に飛び込んでくださいという仕組みを広げていこうということなのだろう。

この事前相談を充実して制度がきちんと回っていくためには、分権室がどっしりと構えて動けるだけの体力があるべきで、この辺りの一層の充実はぜひ大臣にも御配慮いただきたい。

(山本構成員) 提案の出どころが大きく分けて2つあるのではないかと。1つは比較的わかりやすいところで、少子高齢化あるいは人口減少社会、情報化といった新たな政策課題

に国の制度が必ずしも追いついていないところがある。もう一つは、新しい課題に対応しようとした結果、古い制度に新しい制度がつけ加わったり、あるいは古い制度の例外とか特別措置がどんどんできていくことによって、制度の間にそごが生じたり、あるいは穴があいてしまっている部分ができたりといったところがあり、そこを自治体がいろいろ提案してくるということがあろうかと思う。

特に後者は、提案するのも難しいところがあり、ここで議論するのもなかなか難しい。これは各省庁が非常に細かいことに関しては長けているところがあり、解決を探るのも非常に難しい。恐らくこういったことがむしろ増えてきて困難が増すのではないかと思うが、今後もそういったところに取り組んでいかななくてはいけない。

(高橋専門部会長) 5年目を迎えて、この制度が徐々に下向きになっていくのか、それとも、上向きになって新しい分権の流れをつくり出す一助になってくれるのか、重要な時期に来ているのではないかと思う。

1次分権、2次分権で制度は変わったが、その趣旨は地方公共団体の自主性を保障する制度をつくることにあった。今度は地方公共団体がその制度を使って自主性を発揮するという体力と意欲をつけるというのが極めて重要で、地方分権の提案は、まさに体力、意欲をつくる一つの大きな場であると考えようになった。そういう意味では、提案の掘り起こしは極めて重要だと思う。構成員の皆様、議員の皆様地方に行っていただいたり、私も、徳島と香川を回る予定であり、シンポジウムにも参加させていただくが、そういう形で実際の現場で分権の制度を生かし、本当の分権社会をつくっていくという方向で、日本がよくなっていく一助に我々はしっかり加わっていきたい。

(神野座長) 私どもがやってきた提案募集方式による改革が、いわば芽を出し始めた。つまり、5年目を迎えようとしている時期において、ようやく芽が吹き出ているというような御感想が多く、これを失速させないで、より充実させていくのにはどういう方途があるか。これは事務局のほうで用意していただいた、地道な努力を重ねていくということに関して、皆様方の御意見はある程度一致しているのではないかという印象を受けた。

地方分権改革に関して言えば、これまでの20年間の制度改革の努力により、改革の理念とか方向性については、もう打ち出されてきており、先ほど石橋議員からもあったが、改革には情熱が必要であり、下からもう一度、これまでの制度を活用しながら、部会長がおっしゃったように、ボトムアップで上げていく努力を通じながら動かしていこうというのが、私どもがやってきた提案募集方式だろうと思う。

平井議員から、今や少し大きな改革にかじを切るべきだというお話もあり、私たちが具体的にボトムアップで、本当に国民が地域社会で苦しんでいる様々な諸問題に対してどう対応すべきかを考える上で、大きな枠組みを考えていくということも重要であるが、理念とか方向性は、既にある程度打ち出している。したがって、それらの問題点の重要

性を認識しつつ、そのような大きな問題については、方向性等々について、国民的な議論で機が熟するところまで待つのがよろしいかと考える。

本日、構成員、議員の皆様方の御意見を拝聴した感じでは、事務局から提案いただいた、手順で次の年の分権改革を進めていくということで、始めていく。

ただ、これを進めていく過程で、例えば、従うべき基準とは何かなど、基本的な点を問わなくてはならないものが出てくれば、その都度対応していくことを前提にしながら、資料7の方針に基づいて平成30年の提案募集の取組を進めていきたいと考えているが、よろしいか。

（「はい」と声あり）

（神野座長）ほかになければ、御了承いただいたということでよろしいか。そのようにさせていただければと思う。感謝申し上げます。

3 最後に梶山内閣府特命担当大臣から以下の挨拶があり、閉会した。概要は以下のとおり。

（梶山内閣府特命担当大臣）日ごろより地方分権の推進、特にこの4年間、大変な御尽力をいただき改めて御礼を申し上げます。本日も、活発な御議論を頂戴し、今後の方向性も見えてきたように感じる。

新たに就任された島根県邑南町長石橋議員は、自治体の立場から地方自治に対する有意義な御意見をいただければと思っている。

前回の会議で御了承いただいた対応案を12月26日の閣議において決定した。この方針に基づいて、第8次の地方分権一括法案を今国会に提出する予定であり、しっかりと法律として仕上げていかなければならないと強く感じている。

本日の御議論を踏まえ、5年目となる平成30年も地方分権改革に関する提案募集を実施したいと思っている。提案を行ったことのある自治体がまだ全体の約1割ということであり、しっかりと裾野を広げることが大切である。

政府においても、全国各地で説明会や研修等を実施するとともに、できるだけ早く優良事例集等をつくり上げ、地方からの提案を強力に支援してまいりたい。

地方においても、これらを活用しながら、支障をなくすための活動を広げていくことが大変重要である。引き続き、地方の発意による地方のための改革を進めていくために、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、事務局ともども全力で皆さんとともに頑張ったい。どうぞよろしくお願い申し上げます。

（以上）

（文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり）